

## 第50回三者協議について(報告)

部落解放同盟中央本部

### (1)刑事訴訟法435条2号による再審請求追加申立書の提出

4月8日、弁護団は、刑事訴訟法435条2号(「原判決の証拠となった証言が確定判決により虚偽であったことが証明されたとき」を再審請求の理由と定めたもの)にもとづく再審理由の追加申立書を提出しました。これまでは刑訴法435条6号(「有罪の言渡を受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」(要旨))にもとづいて、新証拠を提出してきました。今回の申立ては、証拠開示された取調べ録音テープ等によって、寺尾判決が認定の根拠とした警察官の証言が偽証であることが明らかになったので、再審請求の理由を追加するというものです。

第3次再審請求では、東京高裁の開示勧告で、石川さんに対する取調べを録音したテープが証拠開示された。取調べ録音テープによって、石川さんが死体の状況などを知らないことなど、自白が実際の犯行の体験を語ったとは考えられないこと、警察官の誘導によって作られていったことが明らかになりました。

一方、狭山事件の確定判決となっている2審・東京高裁の無期懲役判決(寺尾判決)は、「(取調官らの)当審(2審)各証言に徴しても、不当な誘導がなされたことをうかがわせる状況は見いだせない」「被告人の取調べを主として担当し、最も数多くの供述調書を作成している青木(警部)が当審において証人として、自分は、平素から供述調書というものは、被疑者の言うとおりをそのまま録取するものだと考えているし、それを実践してきたと証言している」などとして、自白は任意になされたもので、信用できるとしています。しかし、この有罪判決の根拠となった警察官らの「スラスラと(犯行を)自白した」「調書は言ったとおりに書いたもの」という証言は開示された取調べ録音テープで偽証であることが明らかです。今回の申立てでは、自白の任意性、自白の信用性、鞆、万年筆の発見経過について、それぞれ有罪判決の根拠となった警察官の証言が開示証拠によって、偽証であったことが明らかになったとして、再審理由にあたりと主張しています。(詳細については狭山パンフで解説を掲載します。)

### (2)スコップ、タオルについての証拠開示

スコップ関連の証拠開示請求について弁護団は、1月18日に意見書を提出し、スコップ付着物の鑑定をした県警鑑識課の星野技師を検察官が検察庁において聴取した際の報告書の開示を求めました。これに対して検察官は1月25日付けで開示の必要性はないとする意見書を提出し、前回の三者協議(1月27日)において、弁護団は反論していました。

弁護団は、1月18日付けで、有罪の根拠の一つとされたタオルに関する証拠開示勧告申立書を提出しました。狭山事件においては、被害者の死体は、タオルで目隠しされており、このタオルは東京の食品会社が関連する会社に贈答品として配ったものでした。配られた先の一つに、石川さんがかつて働いていた東鳩製菓があり、野球大会の参加者などに配られたという東鳩の工場関係者の証言を根拠として、野球チームに入っていた石川さんは本件のタオルを入手可能だったとして、有罪の根拠とされたものです。

検察官は3月31日付けでタオル関連の証拠開示請求について、最高裁の上告棄却決定を引用するとともに新証拠が提出されていないなどとして証拠開示の必要性はないとする意見

書を提出しました。これに対して弁護団は、4月20日付けで反論の意見書を提出しました。弁護団が開示を求めているのは、タオルを製造、得意先に配付した月島食品、およびタオルの贈答を受けた東鳩製菓(本社や各工場)における帳簿など捜査過程で作成された客観的な資料です。弁護団は反論の意見書で、裁判官の論文などを引用し、こうした資料の開示は新証拠のあるなしに関わらず、おこなわれるべきだと主張しました。

### (3)第50回三者協議(4月26日)

2022年4月26日、東京高裁で第50回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の大野勝則裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、中山主任弁護人、中北事務局長、青木、竹下、小野、河村、平岡、小島、指宿、山本、七堂の各弁護士とが出席しました。

事前に開かれた弁護団会議には、このほかに部落解放同盟中央本部の片岡副委員長が出席するとともに、横田弁護士と中央本部の組坂委員長がウェブ会議で参加しました。

前記の通り、弁護団が求めたスコープに関わる証拠開示については、検察官は「不見当」の回答をくりかえしました。また、タオルについての証拠開示について、裁判所は、客観的な証拠はなるべく開示してほしいというこれまでの裁判所の姿勢は踏襲すると述べて、タオルについても客観的なものは出してほしいと開示を促しました。

435条2号の再審理由の追加申立てについて、裁判所は答弁書の提出を求め、検察官は提出するとしました。弁護団は、今後、下山第2鑑定(万年筆インク)、赤根鑑定(死体関係)についての検察官意見書に対する反論の意見書、補充書などを6月中に提出する予定であると伝えました。

また、検察官は、今後、総括的な意見書を7月末をめぐりに提出すると述べました。

次回の三者協議は9月上旬におこなわれることになりました。

弁護団は、今後、万年筆(インク)、殺害方法に関する検察官意見書への反論を提出することにしていきます。あわせて自白についての専門家の鑑定も提出し、それらをふまえて鑑定人尋問を請求する書面を提出することにしていきます。

ことし5月には狭山事件が発生し、石川さんが不当逮捕されて59年を迎えます。5月24日には東京・日比谷野音での市民集会が開催されます。あらたな変異株の感染が収束しないなかで、石川一雄さん、早智子さんは、感染予防と体調管理に一層気をつけて、元気で生きる闘いを続けています。5月の中央集会には出席を予定しています。

ひきつづき、わたしたちも、感染防止を徹底しつつ、東京高裁が、鑑定人尋問をおこない、狭山事件の再審を開始するよう求める世論を大きくしていかなければなりません。

今回、タオルについての証拠開示請求については、裁判所が検察官に開示を促しましたが、検察官は、この間、証拠開示について、必要性がないなどと不誠実な対応をくりかえしています。狭山の闘いと結びつけて、再審請求における証拠開示の法制化、再審開始決定に対する検察官の抗告の禁止、事実調べの保障などを盛り込んだ再審法改正を求める声を大きくしていくことが重要です。誤判救済のための司法改革を求めて国会議員に働きかけるとともに、再審法改正を求める国会請願署名を全国で集めよう。再審法改正を国会に求める意見書を地方議会で採択する運動を進めよう。各地で新証拠の学習・教宣をすすめ、石川さんの無実と狭山事件の再審開始を求める世論を広げよう！

以 上